

建築設計及び工事監理業務委託候補者評価名簿作成要領

【令和元年5月1日最終改正】

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県県土整備部建築住宅課（以下「建築住宅課」という。）が発注する、建築物及び附帯施設に係る建築設計及び工事監理業務（以下「設計等業務」という。）（設備単独工事に係る設計及び工事監理業務を除く。）について、当該業務の品質が公共施設の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、当該業務の受注者として適した候補者の建築設計及び工事監理業務委託候補者評価名簿（以下「評価名簿」という。）を作成するための必要な事項を定める。

(候補者)

第2条 佐賀県県土整備部建築住宅課長（以下「課長」という。）は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年規則第21号。以下「規則」という。）に基づき登録された県内建築士事務所のうち、次に掲げる各号の資格基準に適合する者を候補者とし、当該候補者の業務執行能力等を評価し、選定及び順位付けを行うものとするとともに、これらの事項を当該候補者に通知するものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく登録を受けた一級建築士事務所であること。
- (2) 法第23条第1項に規定する業務であり、かつ、原則として2年以上の営業の実績を有する者であること。
- (3) 同項に規定する業務のうち、設計等業務の直前2カ年の当該業務の契約件数が2件以上かつ受注実績合計が300万円以上であること。
- (4) 過去2年以内において、法令による処分を受けたことがない者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条の規定に基づく建設業者の場合、県内に本店を有する事業者に限る。
- (6) 評価名簿の作成は2年毎に行うものとする。

2 課長は、業務執行能力等を評価するにあたって、当該候補者に対し、事前に調査を行うものとする。

(評価基準)

第3条 課長は、次の各号に掲げる客観的要素及び技術力要素により業務執行能力等を評価するものとし、客観的要素及び技術力要素の総合評価による評点の配点はそれぞれ100点及び200点とする。

- (1) 客観的要素 所属技術者の構成、営業年数、受注実績、その他の要素及び建築基準法等の遵守の項目について、別表1客観的評価表により評点を算出する。この場合において、評価表の所属技術者の構成に係る能力点の算出は、別表2能力点評価表によるものとする。

ただし、所属技術者が雇用保険に加入していない場合（所属技術者が専従者及び65歳以上の新規雇用者である場合を除く。）の人数の算定は0.5人とし、能力点は、能力点評価表に0.5を乗じて得た値とする。

- (2) 技術力要素 建築住宅課が発注した施設整備に係る設計等業務において、「建築設計等及び工事監理委託業務成績評定要領」に基づいて行われた業務成績評定のうち、直前2ヶ年度の業務成績評定点の平均点を技術力要素の評点とする。

2 前項第2号において、直前2ヶ年度に建築住宅課発注の設計等業務契約の実績がない場合については、技術力要素の評点を60点とする。

3 技術力要素のうち、当該業務の両方の評定点が存在する場合については、次の各号により取扱うこととする。ただし、どちらか一方の評定点のみ存在する場合は、当該評定点の平均点を採用することとする。

(1) 建築設計等業務評定点 業務成績評定点の平均点(建築設計業務)×1.0

(2) 工事監理業務評定点 業務成績評定点の平均点(工事監理業務)×1.0

ただし、建築住宅課発注の設計等業務契約の実績があり、かつ成績評定の対象外の業務についての評点は65点とする。

4 算出された評点は、小数点以下を四捨五入する。

(評価名簿からの削除等)

第4条 課長は、評価名簿に登載されている建築士事務所が次の各号の一に該当した場合は、その事実を覚知した時点により評価名簿から削除するものとする。

(1) 規則に基づく佐賀県建設業者施行能力等級表(建設関連業)の建築士事務所登録欄より抹消された場合

(2) 第2条第1項第1号に適合しなくなった場合

(3) 法に基づく監督処分(戒告、業務停止)が行われた場合

(4) 建築士事務所調査票等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

(5) その他、その業務に関連して重大な信用失墜行為が行われた場合

2 前項の規定により評価名簿から削除された建築士事務所が、同項の規定に該当しないものとして評価名簿に再度登載されることを希望した場合は、課長は第2条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかについて同条第2項の調査をすることができるものとする。

(評価名簿の見直し)

第5条

所属する建築士の数や、雇用保険加入状況等の変更に伴い、課長は評価名簿を変更することができる。

2 前条第2項による調査の結果、同項の基準に適合している場合は、課長は評価名簿に登載することができる。

3 前各項に係る評価名簿の見直しの必要があると課長が判断した場合、評価名簿の見直しは、原則として半年ごとに行うものとする。

(所掌事務)

第6条 この要領における所掌事務は建築住宅課が行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

(適用区分)

この要領は、平成 23 年度以降の佐賀県建設業者施行能力等級表（建設関連業）に登載される見込みの建築士事務所について適用するものとし、適用されるまでの間は、本要領策定以前の建築設計及び監理業務適格者選考基準により作成された評価名簿を適用するものとする。

「建築設計及び監理業務適格者選考基準」（平成 11 年 4 月 1 日施行）は平成 23 年 1 月 31 日をもって廃止する。

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の規定は、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、確定申告の給与支払実績により人数を評価できるものとする。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 この要領は、平成 30 年 1 月 16 日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表1 客観的評価表（第3条関係）

技術者の構成、営業年数、公共実績等の評点は下表により算出する。

区分		評価点							
所属技術者の構成（申請時）		能力点	1～100					101～	
40点		点	評価点 = 能力点 / 2.5（小数点切上げ）					40	
営業年数		年	0～9	10～14	15～	現建築士事務所登録日を基準日			
10点		点	5	8	10				
（直前1～5年の合計） 受注実績	公共受注回数	回	0	1	2～4	5～9	10～19	20～	
	10点	点	0	1	2	4	6	10	
	総受注額	千円	3,000以上～10,000未満		10,000以上～40,000未満		40,000以上～80,000未満		80,000以上
	10点	点	2.5		5		7.5		10
その他の要素		考慮事項							点
		構造設計一級建築士の有無（1人で可）（申請時点）							2
		設備設計一級建築士の有無（1人で可）（申請時点）							2
		建築士事務所賠償責任保険の加入の有無（申請時点）							2
		建築士事務所として建築関連団体への加入の有無（申請時点）							2
		さがの木・家・まちづくり賞の受賞（直近5年間）							5
		「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、宣言内容を実施した場合							2
		被災建築物応急危険度判定士登録人数（人）（申請時点）							
30点		点	1×登録人数（ただし、5点を上限とする。）						
		被災建築物応急危険度判定派遣対応人数（人）（申請時点）							
		点	2×派遣対応人数（ただし、10点を上限とする。）						
		佐賀県建築士会CPD推奨単位取得人数（人）（直近1年間）							
		点	3×CPD推奨単位取得者人数（ただし、15点を上限とする。）						

建築基準法等の遵守	内容	建築士法に基づく監督処分（戒告、業務停止）	建築基準法や建築士法の違反について文書による行政指導及び報告書の提出	建築基準法や建築士法の違反について口頭による行政指導及び報告書の提出	業務に関する不誠実な行為（左記以外）
-15点	点	第4条による	-15	-10	-5

別表2 能力点評価表（第3条関係）

建築技術職員等各自の能力点は下表により算出する。

区分	資格	経験年数（資格取得後）	能力点
建築	一級建築士	5年以上	10
		5年未満	8
	二級建築士	5年以上	7
		5年未満	5
電気設備	建築設備士	5年以上	10
		5年未満	8
機械設備	建築設備士	5年以上	10
		5年未満	8

注：複数の資格を保有する者については、能力点の高い資格を採用する。